



2016年5月24日

藤沢市の空き家対策を推進するため、不動産関係団体と 協定を締結しました。

不動産に関する専門的な知識、ノウハウ等を有する不動産関係団体と協定を締結し、相互に連携、協力して空き家対策の取組みを進めるものです。

5月23日（月）午前11時から藤沢NDビル8階8-2会議室にて藤沢市空き家対策に関する協定調印式が行われ、藤沢市長と公益社団法人「神奈川県宅地建物取引業協会」及び公益社団法人「全日本不動産協会」の方々と藤沢市空き家対策に関する協定を締結しました。

協定内容について

- 1, 空き家の適正管理及び利活用に関する広報・意識啓発事業
- 2, 空き家所有者及び利活用希望者に対する相談事業
- 3, 空き家の利活用を推進するため、マッチング制度の構築に向けた取組み
- 4, 自治会・町内会への加入促進のための印刷物の配布

